

東建滝野川マンション管理組合「防犯カメラ運用細則」

(趣 旨)

- 第1条 この細則は、東建滝野川マンション管理規約第26条（使用細則の遵守）の規定に基づき、東建滝野川マンションの防犯カメラの設置、使用等に関し規定するとともに、組合員等の個人情報及びプライバシー保護のために必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

- 第2条 防犯カメラの設置は、東建滝野川マンション内における犯罪及び汚損・毀損行為等の防止・抑止を図り、防犯性の確保及び管理組合の財産の維持保全に資することを目的とする。

(組合員等の権利及び義務)

- 第3条 組合員及び管理組合に届出のあった占有者（以下、「組合員等」という。）並びにそれらの同居人は、この細則に基づく権利を有し、義務を負うものとする。

(設置等)

- 第4条 防犯カメラの新設、増設、全面撤去、一部撤去又は取付位置の変更について、総会の決議を経るものとする。
- 2 防犯カメラ設置角度の変更については、理事会の決議を経るものとする。
 - 3 防犯カメラの映像の記録の範囲は共用部分等及び敷地とする。

(録画及び記録映像の保存)

- 第5条 防犯カメラによる録画は、保守点検又は故障等の場合を除き、常時行なうものとする。
- 2 防犯カメラによる記録映像の保存期間は、エレベーター内は12日間、その他の箇所は30日間の保存するものとし、保存期間が経過した記録映像は消去する。ただし、理事会は、必要に応じて、この保存期間を延長することができる。

(保守)

- 第6条 管理組合は、防犯カメラの機器を適正に保守するものとする。
- 2 管理組合が前項の業務を第三者に委託する場合には、その委託契約において、適正な保守が確保される旨を定めるものとする。

(記録映像の閲覧)

- 第7条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、理事会の決議を経て、防犯カメラの記録映像を閲覧することができる。ただし、理事会の決議を経る時間的な余裕が無いときは、理事長の判断により閲覧することができる。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。
- 一 犯罪行為、汚損、毀損行為が発生した場合
 - 二 前号の行為の予防保全措置を講じる必要が極めて高いと認めた場合

- 三 その他、管理組合、組合員等又はそれらの同居人が警察署に届け出た事項であつて、理事会が必要と認めた場合
- 2 前項の防犯カメラの記録映像を閲覧する場合には、理事長又は、理事長以外の1名以上の役員及び理事会が必要と認める関係者の立会いのもので行なう。
 - 3 前項の規程に基づき、防犯カメラの記録映像を閲覧した者は、映像内容及び関連情報について知り得た事項について守秘義務を負う。

(組合員等からの閲覧申請)

- 第8条 組合員等が、自らの所有物等に前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、防犯カメラの記録映像の閲覧を希望する場合は、別記様式第1による申請書を理事長に提出してしなければならない。
- 2 理事長は、申請書を受け取ったときは、遅滞無く、申請の適否について理事会の決議を経なければならない。ただし、理事会の決議を経る時間的余裕が無いときは、理事長の判断によることができる。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。
 - 3 前項において、理事長は、前条第1項各号に該当する場合であっても、申請者が閲覧する必要があると判断されるときは、申請者の閲覧を拒否することができる。
 - 4 第5条第2項の規程にかかわらず、理事長は第1項の申請があつた場合には、申請の適否が決定するまで、その日時の記録映像を保存するものとする。
 - 5 防犯カメラの記録映像を申請者に閲覧させる場合は、理事長がその場所、日時を指定することができる。
 - 6 防犯カメラの記録映像を申請者に閲覧させる場合は、前条第2項及び第3項の規程を準用する。
 - 7 申請者の同居者が、防犯カメラの記録映像の閲覧を求める場合は、申請者もその閲覧に立会わなければならない。
 - 8 第2項の適否の通知は、別記様式第2によるものとする。

(記録映像の閲覧又は複製提供)

- 第9条 管理組合は、警察署から書面により記録映像の閲覧を求められた場合には、理事会の決議を経て、これを閲覧させ、又は提供することができる。ただし、理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、理事長の判断により閲覧させ、又は提供することができる。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。

(細則外事項)

- 第10条 この細則に定めのない事項については、規約又は総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

- 第11条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

(細則原本)

第12条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した細則を1通作成し、これを原本とする。

- 2 細則原本は、管理組合書庫で保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

附 則

(施 行)

第1条 この細則は、平成21年7月27日から効力を発する。